千葉市防犯アドバイザー派遣実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、防犯アドバイザーを派遣することにより、市民の自主的な防犯活動を支援し、安全で安心なまちづくりを進めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）防犯アドバイザー　防犯に関する専門的知識を有し、次に掲げるテーマのうち一つ以上について、市民団体等に対して講話及び指導を実施できる者をいう。

ア　住まいの防犯対策に関すること

イ　公共空間における防犯対策に関すること

ウ　子どもの安全確保に関すること

エ　その他防犯に関すること

（２）市民団体等　市内在住者、在勤者又は在学者で構成される団体で、次に掲げる要件を全て満たしているものをいう。

ア　営利を目的としないもの

イ　政治的又は宗教的活動を目的としないもの

ウ　概ね１５人以上で構成されているもの

（防犯アドバイザーの資格）

第３条　防犯アドバイザーは、次の各号の一に該当するものとする。

（１）防犯に関する実務又は自主防犯活動について１０年以上の経験を有する者

（２）その他防犯に関して専門的な知識、経験又は能力を有すると市長が認めた者

（登録申請）

第４条　防犯アドバイザーの登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

（１）防犯アドバイザー登録申請書（様式第１号）

（２）防犯アドバイザー登録者票（様式第２号）

（登録）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、内容を審査のうえ、登録の可否の決定を行う。

２　市長は、防犯アドバイザーの登録を決定したときは、当該申請者に防犯アドバイザー登録決定通知書（様式第３号）により通知するとともに、防犯アドバイザー登録簿（様式第４号）に登録し、閲覧に供するものとする。

３　市長は、防犯アドバイザーの不登録を決定したときは、当該申請者に防犯アドバイザー不登録決定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（登録期間）

第６条　防犯アドバイザーの登録期間は、登録日から登録日の属する年度の次年度末日までとする。

（遵守事項）

第７条　防犯アドバイザーは、その名称を個人の業務に用いないものとする。

２　防犯アドバイザーは、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないものとする。

３　防犯アドバイザーは、登録期間中において、この要綱に定める派遣に関して市民団体等から報酬を得ないものとする。

（登録の抹消）

第８条　市長は、防犯アドバイザーの申し出があったとき、又はこの要綱に定める事項に違反したとき、登録を抹消することができる。

（派遣の申請）

第９条　市民団体等は、防犯アドバイザーの派遣を受けようとするときは、防犯アドバイザー派遣申請書（様式第６号）を市長に申請するものとする。

２　市民団体等が、派遣の申請をする回数は、同一年度において２回を上限とする。

（派遣の決定）

第１０条　市長は、前条の申請があったときは、内容を審査のうえ予算の範囲内で、派遣の可否の決定を行う。

２　前項の申請に際し、市長は、必要と認めるときは、申請者と協議のうえ、内容の修正を求めることができる。

３　市長は、派遣を決定したときは、防犯アドバイザー派遣決定通知書（様式第７号）により通知する。

４　市長は、不派遣を決定したときは、防犯アドバイザー不派遣決定通知書（様式第８号）により通知する。

（実施日、実施時間）

第１１条　防犯アドバイザー派遣の実施日は、市民団体等の派遣希望日と防犯アドバイザーの派遣可能日を調整のうえ決定する。なお、次の各号に該当する日を除く。

（１）国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

（２）１２月２９日から翌年１月３日までの日

２　防犯アドバイザー派遣の実施時間は、実施日の午前１０時から午後９時までのうち、１回当たり概ね１時間とする。

（派遣の経費等）

第１２条　防犯アドバイザーに対する謝礼は、１回につき１万円とし、市の負担とする。

２　派遣の際に使用する会場・器材の確保は、市民団体等が行うものとする。

（実績報告）

第１３条　防犯アドバイザーの派遣を受けた市民団体等は、速やかに防犯アドバイザー派遣実績報告書（様式第９号）を市長に提出するものとする。

（派遣の取り消し）

第１４条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、派遣を取り消し、又は中止することができる。

（１）偽りその他の不正の手段により、派遣を受け、又は受けようとしたとき。

（２）派遣の目的を達成できないと認めるとき。

２　前項の規定による通知は、防犯アドバイザー派遣取消通知書（様式第１０号）によるものとする。

（補則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成１８年７月３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年１２月１２日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

２　この千葉市防犯アドバイザー派遣実施要綱の施行の際現にこの千葉市防犯アドバイザー派遣実施要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

２　この千葉市防犯アドバイザー派遣実施要綱の施行の際現にこの千葉市防犯アドバイザー派遣実施要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

様式第１号

年　　月　　日

（あて先）千葉市長

申請者　氏　名

住　所
〒

（連絡先電話番号）　　（担当）
－　　－

（連絡先電子メールアドレス）
@

防犯アドバイザー登録申請書

千葉市防犯アドバイザー派遣実施要綱第４条の規定により、防犯アドバイザーの登録申請をします。

様式第２号

防犯アドバイザー登録者票

ふりがな 氏名		
連絡先住所・ 電話番号	〒 電話番号	
専門分野		住まいの防犯対策に関すること
		公共空間の防犯対策に関すること
		子どもの安全確保に関すること
		その他（　　）
派遣可能日、 時間		
専門分野に関する経歴・実績等		

様式第３号

千　　第　　号
年　　月　　日

様

千葉市長

防犯アドバイザー登録決定通知書

防犯アドバイザーの登録を決定したので、千葉市防犯アドバイザー派遣実施要綱第５条第２項の規定により通知します。

記

１　登録期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

様式第４号

防犯アドバイザー登録簿

	氏名	専門分野	専門分野に関する経歴・実績等
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

様式第５号

千　　第　　号
年　　月　　日

様

千葉市長

防犯アドバイザー不登録決定通知書

防犯アドバイザーに登録しないことを決定したので、千葉市防犯アドバイザー派遣実施要綱第５条第３項の規定により通知します。

（理由）

様式第６号

年　　月　　日

防犯アドバイザー派遣申請書

（あて先）千葉市長

申請者　氏　名（団体名及び代表者の氏名）

住　所
〒

（連絡先電話番号）　　（担当）
－　　－

（連絡先電子メールアドレス）
@

千葉市防犯アドバイザー派遣実施要綱第９条第１項の規定により、防犯アドバイザーの派遣を受けたいので、次のとおり申請します。

希望テーマ		住まいの防犯対策に関すること	
		公共空間の防犯対策に関すること	
		子どもの安全確保に関すること	
		その他（　　）	
受講人数	人		
会場	住所 電話番号		
派遣希望日時	第１希望	年　月　日（　）	時　分　から　時　分まで
	第２希望	年　月　日（　）	時　分　から　時　分まで
備考			

※団体規約、構成員名簿があれば添付してください。

様式第７号

千　　第　　号

様

防犯アドバイザー派遣決定通知書

年　　月　　日付けの防犯アドバイザー派遣申請について、次のとおり派遣することを決定しましたので、千葉市防犯アドバイザー派遣実施要綱第１０条第３項の規定により通知します。

年　　月　　日

千葉市長

記

１　派遣日時

２　会場

３　派遣する防犯アドバイザー

※派遣終了後、速やかに「防犯アドバイザー派遣実績報告書」を提出してください。

【担　当】
電　話
ＦＡＸ
E-mail

様式第８号

千　　第　　号

様

防犯アドバイザー不派遣決定通知書

年　　月　　日付けの防犯アドバイザー派遣申請について、派遣しないことを決定しましたので、千葉市防犯アドバイザー派遣実施要綱第１０条第４項の規定により通知します。

年　　月　　日

千葉市長

（理由）

様式第９号

防犯アドバイザー派遣実績報告書

年　　月　　日

（あて先）千葉市長

申請者　氏　名（団体名及び代表者の氏名）

住　所
〒

（連絡先電話番号）　　（担当）
－　　－

（連絡先電子メールアドレス）
@

千葉市防犯アドバイザー派遣実施要綱第１３条の規定により、防犯アドバイザーの派遣を受けたので次のとおり報告します。

派遣日時	年　　月　　日（　　） 時　　分　から　　時　　分　まで
会場	
防犯アドバイザー氏名	
参加人数	人
派遣内容・成果等	

様式第１０号

千　　第　　号

様

防犯アドバイザー派遣取消通知書

年　　月　　日付けで通知した防犯アドバイザー派遣決定を取り消したので、千葉市防犯アドバイザー派遣実施要綱第１４条第２項の規定により通知します。

年　　月　　日

千葉市長

（理由）